

# 5月29日(日) 新潟県知事選挙

大切な一票



忘れず投票

## ◆投票できる方

国籍	日本国民である方
年齢	令和4年5月29日現在、満18歳以上の方 (平成16年5月30日以前に生まれた方)
住所	令和4年5月11日現在で、糸魚川市の住民基本台帳に、引き続き3か月以上登録されている方(令和4年2月11日以前に転入の届出をした方)

## ◆転入・転出した方

- 令和4年2月12日以降に他市町村から転入してきた方は、糸魚川市で投票できません。
- 糸魚川市の選挙人名簿に登録されている方で、令和4年2月12日以降に新潟県内の他市町村へ転出した方は、糸魚川市で投票できます。  
※「居住証明書」の提示が必要です。
- 詳細は、おしらせばん4月25日号をご確認ください。

## ◆代理投票制度

身体が不自由で字が書けない方は、投票所の係員が本人に代わって、本人の意思を確認しながら投票用紙に記入します。お気軽に投票所の係員にお申し出ください。  
※ご家族でも代理で記入することはできません。

## ◆投票所入場券(はがき)

- 入場券は、選挙人名簿に登録されている方に投票所や投票時間をお知らせするために、はがきでお送りします。
- はがきは、世帯主宛に5月11日(水)からお送りします。
- はがきを開いていただくと、ご家族4人分までの入場券が印刷されています。なお、ご家族が5人以上の場合は、はがきが2枚になります。投票の際は、ご自分の分をハサミで切りはなして、投票所へお持ちください。
- はがきが届いていない場合や、疑問のある場合は、お早めにご連絡ください。
- ※4月23日以降に市内転居の届出をした場合は、旧住所地に入場券をお送りします(投票所は、旧住所地の投票所になります)。

## ◆他市町村での不在者投票

長期出張や旅行等のため、当市で投票できない方は、糸魚川市選挙管理委員会へ不在者投票の申請をし、送付された投票用紙等を持参して、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票することができます。  
投票用紙の請求や投票用紙の送付は、郵便で行いますので、お早めに手続きをお願いします。

当日都合がつかない方は、期日前投票をご利用ください。